

北海道告示第10592号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和3年4月13日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 そば原種ほ等設置事業 そばの原種ほ及び原種ほを設置し優良な種子生産を行い、その品質と生産性の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	ホクレン農業協同組合連合会 公益財団法人日本特産農作物種苗協会	ホクレン農業協同組合連合会及び公益財団法人日本特産農作物種苗協会がそば原種ほ等設置事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、原種ほ等設置費	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 (公益法人にあつては農政第16号様式) 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 (公益法人にあつては農政第30号様式) 農政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局農産振興課		
2 水田麦・大豆産地生産性向上事業 水田における麦・大豆の団地化の推進や新たな営農技術の導入等を通じた生産上の課題解決に向けた取組に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会 農業者	市町村等が水田麦・大豆産地生産性向上事業を行う場合又は市町村が水田麦・大豆産地生産性向上事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの 1 水田における麦・大豆の団地化推進 2 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入 3 水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等 4 水田における麦・大豆生産性向上の推進	2分の1以内 (ただし、1及び2の取組にあつては、定額)	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第208号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第208号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては、農政部生産振興局農産振興課)	総合振興局長又は振興局長 (全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)	